

# 公益財団法人千葉県消防協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県消防協会定款（以下「定款」という。）第4条第5号による表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 定款第4条第5号の表彰は、次の区分による。

- (1) 表彰旗 功績ある消防機関に贈与する
- (2) 竿頭綬 表彰旗を贈与するに至らざるもの、又は表彰旗の贈与が2回以上に該当する消防機関に贈与する
- (3) 特別功労章 功労拔群な正会員及び役職員に贈与する
- (4) 永年勤続功労章 勤続25年以上に及び功績特に顕著なる正会員に贈与する
- (5) 功績章 消防の改善発達に特段の功績ある正会員に贈与する
- (6) 功労章 消防業務につき功労拔群一般の亀鑑たる正会員に贈与する
- (7) 精勤賞 勤続10年以上に及び各種消防業務に関し率先垂範その成績優秀なる正会員に贈与する
- (8) 退職会員に対する表彰及び金盃 退職会員にして勤続期間が15年未満で在職中の功績が顕著なる者に贈与する
- (9) 特別表彰 退職会員にして在職中の功績特に顕著なる者及び会長が特別に功績顕著であると認めたものに贈与する
- (10) 配偶者の功労顕著なる者に対する表彰 配偶者の功労顕著なる者に贈与する
- (11) その他の表彰 正会員以外にして消防に関し特に功績顕著なる者に対して随時贈与することができる

(表彰旗)

第3条 第2条第1号の表彰旗は次に掲げる消防機関にこれを贈与する。

- (1) 規律厳粛にして技能熟達し、且各般の施行充実し、平素能く消防の使命達成に努め、その成績拔群にして一般の亀鑑であるもの
- (2) 消防の現場において消防機関として功労拔群の活動をなし、一般の亀鑑であるもの

(竿頭綬)

第4条 第2条第2号の竿頭綬は次に掲げる消防機関にこれを贈与する。

- (1) 表彰旗を贈与するに至らないが、これに準ずる活動を行っている消防機関
- (2) 表彰旗の表彰が2回以上に亘る消防機関

2 前号の竿頭綬は第1回の表彰旗に附するものとする。

(特別功労章)

第5条 第2条第3号の特別功労章は次に掲げる正会員にこれを贈与する。

- (1) 功績拔群な正会員及び役職員
- (2) 職務のため死亡した消防職員及び団員

(永年勤続功労章)

第6条 第2条第4号の永年勤続功労章は、既にこの規程による功労章、及び精勤章を受け且25年以上勤続し功績特に顕著なる正会員にこれを贈与する。

(功績章)

第7条 第2条第5号の功績章は次に掲げる正会員にこれを贈与する。

- (1) その地方の消防に画期的刷新を加え地方の名望を一身に受ける者
- (2) 永年に亘り勤務勉勵技能熟達且平素能く率先垂範して消防の使命に尽瘁しその功績顕著である者

(功労章)

第8条 第2条第6号の功労章は次に掲げる正会員にこれを贈与する。

- (1) 消防業務につき功労拔群にして一般の亀鑑である者
- (2) 消防の現場において危険を冒して功労拔群の活動をなし、以って一般の亀鑑である者

(精勤章)

第9条 第2条第7号の精勤章は勤続10年以上及び各種消防業務に関し率先垂範その成績優秀なる正会員にこれを贈与する。

(退職会員に対する表彰等)

第10条 第2条第8号の退職会員に対する表彰及び金盃は、退職会員にして勤続5年以上15年未満で功績顕著なる者にこれを贈与する。

(特別表彰)

第11条 第2条第9号の特別表彰は、次に掲げるものにこれを贈与する。

- (1) 退職会員及び役員にして在職中の功績特に顕著なる者
- (2) 会長が特別に功績顕著であると認めたもの

(配偶者の功労顕著なる者に対する表彰)

第12条 第2条第10号の配偶者の功労顕著なる者に対する表彰は、永年会員として功績のあった者の配偶者にして、本人自らもまた消防に貢献するところ顕著であった者に贈与する。

(その他の表彰)

第13条 第2条第11号のその他の表彰は、正会員以外の者で消防に関し特に功績顕著なる者に贈与する。

(表彰選考基準)

第14条 各表彰の選考方法及び選考基準については、会長が別に定める。

(表彰の取り消し)

第15条 この規程により表彰旗若しくは竿頭綬を贈与された消防機関にして規律たいはいし、または訓練退歩し、その他消防機関の体面を汚瀆すると認めるときは、会長はその表彰を取り消し既に贈与した表彰旗若しくは竿頭綬の使用を停止し、又は返還せしめることができる。

2 特別功労章、永年勤続功労章、功績章、功労章若しくは精勤章を授与された会員が職務上の業務に違背し、又は職務を怠り会員たるの体面を失うべき行為があったときは、会長はその表彰を取り消し、既に贈与した特別功労章等の佩用を停止し、又は返還せしめることができる。

(申請)

第16条 市町村長又は消防長は、第2条に定める該当者（第8号及び第10号の該当者を除く。）のあった場合は別記第1号様式により支部長を経て会長に申請するものとする。

2 各支部長は選考の上、別記第2号様式により会長に具申するものとする。

3 市町村長又は消防長は、第2条第8号の該当者については別記様式第3号により会長に申請するものとする。

(再交付)

第17条 この規程により贈与された表彰旗、竿頭綬若しくは表彰徽章を亡失または毀損し再交付を受けようとする者は実費を納付して申請することができる。

(様式)

第18条 表彰旗、竿頭綬、特別功労章、永年勤続功労章、功績章、功労章、精勤章及び表彰状の様式は別にこれを定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による廃止前の財団法人千葉県消防協会表彰規程により贈与された各章等は、この規程により贈与されたものとみなす。

(財団法人千葉県消防協会表彰規程の廃止)

- 3 財団法人千葉県消防協会表彰規程は、廃止する。

## **附 則**

(施行期日)

- 1 この一部改正の規程は、令和元年5月24日から施行する。

様式 第1号

第 号  
年 月 日

公益財団法人千葉県消防協会  
会長 様

市町村長

消 防 長

⑩

年度千葉県消防協会定例表彰について

このことについて、別紙名簿に記載の者は公益財団法人千葉県消防協会表彰規程第2条に規定する表彰の該当者でありますので、同規程第16条第1項の規定により関係書類を添えて申請致します。

提 出 書 類

- 1 定例表彰申請名簿
- 2 消防職・団員功績調査表
- 3 定例表彰（感謝状）申請名簿
- 4 感謝状内申書

( 別 紙 1 )

## 年度公益財団法人千葉県消防協会定例表彰申請名簿

\_\_\_\_\_ 市町村

定例表彰種別 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ No.

順位	勤続年数	所属名	階級	ふり 氏	がな 名	備考
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					
	—					

1. 氏名は、戸籍上の文字を用い正確を期すること  
(外字にあたる場合は、氏名欄は『・』とし、備考欄に明確に記入すること)
2. 勤続年数は、〇〇—〇〇(年月)と記入すること
3. エクセルで作成し、USBメモリーをあわせて提出のこと

( 別 紙 2 )

市町村

消 防 職 ・ 消 防 団 員 功 績 調 査 表										
表彰種別										
所属・階級	消防(局)本部・消防団									
ふりがな				生年月日	年 月 日					
氏名				勤続年数	年 月					
消 防 歴	区 分			拝 命		退 団 ・ 退 職				
				年 月 日		年 月 日				
				年 月 日		年 月 日				
				年 月 日		年 月 日				
				年 月 日		年 月 日				
				年 月 日		年 月 日				
功績概要										
表 彰 歴	消防庁長官		県知事		日本消防協会長		県消防協会長		その他	
	年月日	種別	年月日	種別	年月日	種別	年月日	種別	年月日	種別
備考										



( 別 紙 4 )

\_\_\_\_\_ 市町村

感 謝 状 内 申 書			
種 別	感 謝 状 (内助功労)		
被表彰者の 所属・氏名	表彰種別	所 属	
		氏 名	
(内助功労者) ふりがな 氏 名			
住 所			
功 績 概 要			
備 考			

様式 第2号

第 年 月 日

公益財団法人千葉県消防協会  
会 長 様

公益財団法人千葉県消防協会  
支部長 印

年度千葉県消防協会定例表彰について

このことについて、選考の結果下記のとおり具申します。

記

出初式表彰		消防大会表彰			
功労章	精勤章	特別功労章	永年勤続 功労章	功績章	感謝状
名	名	名	名	名	名

様式 第3号

第 号  
年 月 日

公益財団法人千葉県消防協会  
会長 様

市町村長  
消 防 長

印

退職消防団員に対する感謝状及び金盃の交付申請

このことについて、別紙名簿に記載の者は感謝状及び金盃の該当者でありますので、公益財団法人千葉県消防協会表彰規程第16条第3項の規定により関係書類を添えて申請致します。

提 出 書 類

- 1 退職消防団員感謝状及び金盃該当者名簿
- 2 退職報奨金支払内訳書、又は 退職報奨金請求内訳書 の写し

別 紙

### 退職消防団員感謝状及び金盃該当者

団体名

No	退職時の階級	退職年月日	勤続年数	氏名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

# 公益財団法人千葉県消防協会修学奨励金等贈与規程

(目 的)

第1条 消防職員及び消防団員の資質の向上を図るため、消防大学校、千葉県消防学校及び千葉市消防学校（以下「消防学校」という。）並びに（財）日本消防協会への修学を奨励し、所定の教科を修了又は卒業した者に対し、修学奨励金又は記念品（以下「修学奨励金等」という。）を贈与する。

(修学奨励金等の贈与区分)

第2条 修学奨励金等は次の区分により贈与する

- (1) 消防大学校又は（財）日本消防協会の研修を修了した者。ただし、消防職員は除く。

研修期間 7 日以上 の者	10,000 円
研修期間 2 日以上 7 日未満 の者	但し、県消防協会が日本消防協会の委託事業として実施する研修は除く。 5,000 円
- (2) 消防大学校又は消防学校を卒業又は修了した者  
研修期間 2 日以上 の者 記念品

(贈与の申請)

第3条 消防長又は消防団長は、修学奨励金等の受給資格者のある場合は、別紙様式により修学奨励金等の贈与を会長に申請するものとする。ただし、千葉県消防学校の卒業又は修了者を除く。

(修学奨励金等の交付)

第4条 会長は、修学奨励金等の贈与を決定したときは、当該消防長又は消防団長を通じて該当者に交付するものとする。

ただし、千葉県消防学校卒業又は修了者については、千葉県消防学校長と協議の上、該当者に対し、卒業又は修了式において交付するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年 2 月 23 日一部改正の規定は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正規程は平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

# 公益財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県消防協会定款（以下「定款」という。）第4条第4号の弔慰及び救済について必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰救済の区分)

第2条 定款第4条第4号の弔慰及び救済は次の区分によってこれを行う。

- (1) 殉職弔慰金 職務のため死亡した者に対しては一時金30万円以内の弔慰金を贈与し弔花及び弔詞を呈する
- (2) 障害見舞 職務のため障害者となりたる者に対しては一時金20万円以内の見舞金を贈与する
- (3) 傷病見舞 職務のため傷病を受け医療久しき者に対しては一時金3万円以内の見舞金を贈与する

(弔慰金受領者)

第3条 前条第1号の弔慰金を受領すべき者及びその順位は次のとおりとする。

- (1) 配偶者
  - (2) 直系卑族
  - (3) 直系尊族
  - (4) 兄弟姉妹
- 2 前項第2号乃至第4号に該当する者数人あるときは、その順位については民法の規定を準用する。
- 3 第1項第1号乃至第4号に該当する者は原則として本人死亡の時から引続き本人と同一戸籍内にあることを要する。
- 4 本人死亡若しくは障害を受けたとき本人の妻の胎中に在る嫡出子は本人死亡し若しくは障害を受けたとき既に生れたものと看做す。

(殉職弔慰金)

第4条 第2条第1号の職務のため死亡したる者（重傷を負いたるために死亡した者を含む。）に対する殉職弔慰金の贈与は次の区分による。

- (1) 災害の現場において危害を予想し得るに拘らず敢然これを冒してその職務を執行したる場合 300,000円以内とする
- (2) 前号の危険の程度に至らざる災害現場又はこれに準ずべき場所において職務執行中の場合 200,000円以内とする
- (3) 災害現場又はこれに準ずべき場所に職務執行のため赴かんとし事故ありたる場

- 合 100,000円以内とする
- (4) 消防訓練等公務の執行に際し自己の重大なる過失に因らざる場合  
70,000円以内とする

(障害見舞)

第5条 第2条第2号の障害者に対する見舞金の贈与は次の区分による。

- (1) 両眼の視力を失い又は両腕若しくは両足を失いたる者及びその他精神的若しくは肉体的にこれを順ずる障害となりたる者に対しては
- ア 第4条第1号又は第2号に相当する場合 200,000円以内とする
- イ 第4条第3号又は第4号に相当する場合 100,000円以内とする
- (2) 一眼の視力を失い又は一腕若しくは一足を失いたる者及びその他精神的若しくは肉体的にこれを順ずる障害となりたる者に対しては
- ア 第4条第1号又は第2号に相当する場合 100,000円以内とする
- イ 第4条第3号又は第4号に相当する場合 70,000円以内とする

(傷病見舞)

第6条 第2条第3号の傷病見舞金の贈与は次の区分による。

- (1) 医療10日以上1ヶ月未満の場合 10,000円とする
- (2) 医療1ヶ月以上2ヶ月未満の場合 20,000円とする
- (3) 医療2ヶ月以上の場合 30,000円とする
- 2 前項の医療日数には医師の指示による柔道整復術の治療若しくはこれに順ずるものを包含する。

(特別の事情等)

第7条 第2条及び第3条の規定による金額は特別の事情あるときはこれを増減することができる。

- 2 第4条乃至第6条の規定による贈与の金額は勤続年数により幾分斟酌することができる。

(申請)

第8条 市町村長又は消防長は、第2条に定める該当者のあった場合は遅滞なく別記様式第1号により会長に申請するものとする。

- 2 弔慰金、見舞金贈与の申請書には死亡又は障害若しくは傷害の原因となった事実の発生した場所、日時、本人の活動状況、本人の履歴を詳記する。
- 3 弔慰金、障害見舞金及び傷病見舞金に在っては前項の外扶養親族の氏名年令及び本人との続柄を記載すると共に戸籍謄本及び医師の診断書を添付するものとする。

なお、障害見舞金及び傷病見舞金を本人が受領する場合は戸籍謄本を省略することができる。

- 4 弔慰金にあつては前2項の外贈与金受領者の氏名年令及び本人との続柄を記載するものとする。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程の廃止)

- 2 財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程は廃止する

別 記  
様式第 1 号

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人千葉県消防協会  
会長 様

市町村長

印

消 防 長

弔慰金及び見舞金の申請について

このことについて、公益財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり弔慰金及び見舞金を申請致します。

記

弔慰金 見舞金 の種類	所 属	階 級	氏 名	備 考
合 計			件	

注) その他添付書類は、日本消防協会弔慰救済金給与規程の様式に準ずる。

弔慰金・見舞金の振込先

金融機関名

支店 普通・当座

口座名義人

口座番号

( 別 紙 1 )

## 公 務 死 亡 証 明 書

所属・階級							
氏名・生年月日			明治 大正 昭和 平成	年	月	日	歳
現住所							
消防団員・消防職員 としての履歴		(階級)					
		年 月 日 より		年 月 日 まで			
		年 月 日 より		年 月 日 まで			
		年 月 日 より		年 月 日 まで			
		年 月 日 より		年 月 日 まで			
		勤続 年 月					
公務死亡の概況	日 時	年 月 日 時 分頃					
	場 所						
	本人の活動状況						
	公務死亡の原因						
	(公務災害認定書の写しを添付)						
医療の状況		死亡診断書等を提出する					
家族の状況	扶養親族 * 戸籍謄本を添付	氏名	続柄	生年月日	職業(学校名)	学年	
殉職弔慰金受領者の氏名・年齢		( 歳)					

公益財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程第8条第1項の規定による  
殉職弔慰金の申請にあたり、上記のとおり証明します。

年 月 日

市町村長  
消防長

公益財団法人千葉県消防協会  
会 長 様

(別紙2)

死 亡 診 断 書

氏 名 生年月日		1 男 明治 昭和 2 女 大正 平成	年	月	日	歳
現 住 所						
死亡種別	病 死	[ 本 病 ]				
		[ 合併症 ]				
不慮死・その他						
発 病 年 月 日 (不明確の場合は推定)	[ 本 病 ]	年	月	日		
	[ 合併症 ]	年	月	日		
死亡年月日 及び場所	年	月	日	時	分頃	
	( 場 所 )					
不慮死の場合は 事故発生等の日 時 及び場所	年	月	日	時	分頃	
	( 場 所 )					
主な既往症等						
死亡までの経過 (死亡前の状況等)						
上記のとおり証明します。						
年 月 日						
病院若しくは診療所等の名称 及び所在地又は医師の住所						
医 師 の 氏 名 <span style="float: right;">㊞</span>						

- (注) 1. 死亡原因及び死亡と事故の関連については詳しく記入して下さい。  
2. 死亡時間が判明しているときには、「(推定)」に二重線を引いて削除して下さい。

(別紙3)

## 障害の状況の証明書

所属・階級									
氏名・生年月日		明治 大正 昭和 平成	年	月	日	歳			
現住所									
消防団員・消防職員 としての履歴						(階級)			
		年	月	日	より	年	月	日	まで
		年	月	日	より	年	月	日	まで
		年	月	日	より	年	月	日	まで
		年	月	日	より	年	月	日	まで
						勤続	年	月	
受傷時の概況	日時	年 月 日 時 分頃							
	場所								
	本人の活動状況								
	受傷の原因								
障害の状況の程度		(公務災害認定書の写しを添付)							
医療の期間		年 月 日から 年 月 日 (内通院 日)							
医療機関名									
家族の状況	扶養親族 * 戸籍謄本を添付	氏名	続柄	生年月日	職業(学校名)	学年			
障害見舞金受領者の氏名・年齢		( 歳)							

公益財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程第8条第1項の規定による障害見舞金の申請にあたり、上記のとおり証明します。

年 月 日

市町村長  
消防長

公益財団法人千葉県消防協会  
会長 様

(別紙4)

## 障 害 診 断 書

氏 名 生年月日		1 男 2 女	明治 昭和 大正 平成	年	月	日	歳
現 住 所							
受 傷・発 病 年 月 日	年 月 日						
受 傷 部 位							
既存障害 又は既応症							
初診・終診	年 月 日 ~ 年 月 日						
初 診 時 の 症 状 及 び 経 過							
入院の期間	年 月 日 入院 ~ 年 月 日 退院 ( 年 月 日 現在入院中 )						
現在の障害 状態の詳細	最終診断日 年 月 日						

\*記載上の注意 特に、切断または間接障害の場合は裏面図表の記入を、また視力障害の場合等は矯正視力等の記入を願います。  
なお、障害機能の回復について意見がありましたら記載してください。

## 障害部位及び状態の図示

四肢、手首、足指切断の場合は切断箇所にはっきりと横線を入れて下さい。  
 下肢短縮の場合はその長さを記載して下さい。

(左手骨)



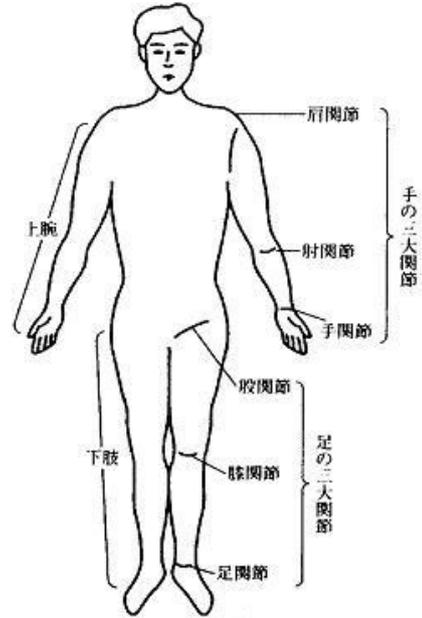
(右手骨)



(左足骨)



(右足骨)



この欄は関節の運動範囲に障害のある場合에만記入下さい。  
 障害のない手指は斜線で抹消して下さい。

手指の関節		運動の範囲		その他の関節	運動の範囲
		近位指節間関節	中手指間関節		
母指	右			関節	
	左				
示指	右			関節	
	左				
中指	右			関節	
	左				
薬指	右			関節	
	左				
小指	右			関節	
	左				

上記のとおり診断（証明）いたします。

年 月 日

病院又は  
診療所の  
所在地  
名称  
医師

⑩

- (注) 1. 切断・関節障害の場合は裏表記入を、視力障害の場合等は矯正視力等を記入して下さい。  
 障害機能回復についての意見があるときは、記載して下さい。  
 2. 訂正をする場合には、証明印と同じ印を捺印して下さい。

(別紙5)

## 傷病の状況の証明書

所属・階級								
氏名・生年月日		明治 大正 昭和 平成			年	月	日	歳
現住所								
消防団員・消防職員 としての履歴							(階級)	
		年 月 日 より		年 月 日 まで				
		年 月 日 より		年 月 日 まで				
		年 月 日 より		年 月 日 まで				
		年 月 日 より		年 月 日 まで				
				勤続		年	月	
受傷時の概況	日 時	年 月 日 時 分頃						
	場 所							
	本人の活動状況							
	受傷の原因							
障害の状況の程度		(公務災害認定書の写しを添付)						
医療の期間		年 月 日から 年 月 日 (内通院 日)						
医療機関名								
家族の状況	扶養親族 * 戸籍謄本を添付	氏名	続柄	生年月日	職業(学校名)	学年		
傷病見舞金受領者の氏名・年齢		( 歳)						

公益財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程第8条第1項の規定による傷病見舞金の申請にあたり、上記のとおり証明します。

年 月 日

市町村長  
消防長

公益財団法人千葉県消防協会  
会 長 様

